

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 3 において、経過措置医療法人であって持分の定めのない医療法人への移行をしようとするものはその移行に関する計画を作成し、厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができることと規定されていますが、その認定は、令和 2 年 9 月 30 日で一旦期限を迎えたところです。

現在、移行計画の認定期限の延長について調整を行っているところですが、新規認定が再開されるまでの間の手続きについては別紙のとおりとします。

貴部（局）におかれては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療法人、関係団体等に対し、周知していただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課

担当：縄稚（ナワチ）、伊藤、石原

電話：03-5253-1111

（内線 2606、2608、2636）

持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度（認定医療法人制度）の申請を検討している医療法人のみなさま

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度（認定医療法人制度）は令和2年9月30日で一旦、期限を迎えましたが、制度の延長については、現在調整を行っているところです。

それまでの間の申請にかかる手続きについては以下のとおりお願いいたします。

- ①現在、申請にかかる事前相談（書類の確認を含む。）を行っております。申請書の作成や認定要件等でご不明な点があればお問い合わせください。
- ②相続が発生した場合は、相続税法により相続の発生から10ヶ月以内に税務署に申告する必要がありますので、本制度の申請を検討している場合は早期にご相談をお願いいたします。
- ③既に相続が発生し、9月30日までに申請が間に合わなかった場合、早急に以下の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課

担当：縄稚（ナチ）、伊藤、石原

電話：03-5253-1111

（内線 2606、2608、2636）